

【66用語】

史蹟（しせき）…歴史上著名な事件等に関係する土地や物件など、史跡
名勝（めいししょう）…美的価値を有する人為的または自然の物件や現象
告示（こくじ）…国や府県等が出す一般的な通知
通牒（つうちょう）…上級官庁が所管の機関・職員に発する通達、訓令
所以（ゆえん）…いわれ、わけ
所要（しよよう）…必要なこと、必要なもの
追書（おってがき）…手紙の本文末尾に付け加えて書くこと
了知（りょうち）…さとりに知ること、知了

【66解説】

明治末から大正期の日本の近代化に伴う国土開発や工業化の進展等によって、多くの貴重な史跡・記念物等が破壊や消滅の危機に直面していた。こうした中で、政府は明治三十年（一八九七）の「古社寺保存法」布告に続いて、大正八年（一九一九）四月には「史蹟名勝天然紀念物保存法」を制定し、史蹟名勝等の保護に努めるとともに、地方公共団体を指定してその管理を担当させた。さらに昭和四年（一九二九）三月には「国宝保存法」を制定した。そして、これらが基になり戦後の「文化財保護法」（昭和二十五年八月布告）につながったのである。

本文書は、右の「史蹟名勝天然紀念物保存法」に基づき、史蹟名勝等の重要性と愛護の精神を周知させる国からの通達と、指定史蹟管理者に関する県から国の内務大臣への回答書である。なお、その追而書（追伸文）には当文書館の東側に隣接する国史跡「天川二子山古墳」（昭和二年六月指定）の名称変更についての記述も見える。